

第14号議案

ふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずること」を「法第2条に規定する災害」に改め、同条第2号中「当時、この」を「時において」に改める。

第4条第1項第1号中「主としていた」を「主として維持していた」に改め、同条第2項中「、実父母を後にし」を「実父母を後にし、」に、「、実父母の父母を後にし」を「実父母の父母を後にし、」に、「、実父母を後にする」を「実父母を後にする」に改める。

第7条中「弔慰金」を「災害弔慰金」に改める。

第8条第2項中「市長は」の次に「、遺族に対し」を加え、「関し遺族に対し、」を「関して」に改める。

第13条第1項第1号ア中「1,500,000円」を「150万円」に改め、同号イ中「2,500,000円」を「250万円」に改め、同号ウ中「2,700,000円」を「270万円」に改め、同号エ中「3,500,000円」を「350万円」に改め、同項第2号ア中「1,500,000円」を「150万円」に改め、同号イ中「1,700,000円」を「170万円」に改め、同号ウ中「2,500,000円」を「250万円」に改め、同号エ中「3,500,000円」を「350万円」に改め、同項第3号中「2,700,000円」を「270万円」に、「3,500,000円」を「350万円」に、「1,700,000円」を「170万円」に、「2,500,000円」を「250万円」に改める。

第15条第2項中「繰上げ償還」を「繰上償還」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市災害弔慰金の支給等に

関する条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、この案を提出するものである。